

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

（提案理由）

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。